

京都市病院事業条例を廃止する条例（平成22年3月26日京都市条例第60号）

（京都市立病院）

地方独立行政法人京都市立病院機構を設立し，同法人に京都市立病院及び京都市立京北病院並びに京都市黒田診療所，京都市山国診療所，京都市細野診療所及び京都市宇津診療所を経営させようとするに伴い，本市の公の施設としての病院事業を廃止することとしました。

この条例は，地方独立行政法人京都市立病院機構の成立の日から施行することとしました。

京都市病院事業条例を廃止する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 60 号

京都市病院事業条例を廃止する条例

京都市病院事業条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人京都市立病院機構の成立の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1保健衛生関連施設の項中「病院」を「桃陽病院」に改める。

(京都市立病院)